

【意見】

健康増進法が施行され、多数の人が利用する施設の管理者は、施設利用者について受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていますが守られている所が少なく、市民の喫煙マナーも良くないと感じる事が多いので残念に思っています。会議やイベントの時は圧倒的多数を占める年配の男性が室内・路上など所かまわず喫煙していました。公民館など公共施設での禁煙、分煙を徹底して頂きたいです。

女：20代：沼田市在住

【回答】

施行された健康増進法において、受動喫煙防止のための措置を講ずることが規定されました。市でも市役所庁舎をはじめ各市有施設においては、禁煙や分煙を実施してきております。

ご意見のとおり多数の人が利用する施設には、地区の集会所なども含まれることになり、各町の住民センターや公民館においても法の趣旨を踏まえて、禁煙や分煙対策を講ずるとともに、喫煙マナーの徹底などにより受動喫煙防止に努めるよう徹底してまいりたいと考えております。

担当：総務部総務課